

令和7年度 かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告 よくあるご質問

※G-MIS のログイン等については「令和7年度定期報告にかかる G-MIS ログイン等についてよくあるご質問【全般】」をご参照ください。

目次

【報告方法や制度に関すること】	3
1. 報告方法（G-MIS の操作方法）がわからない。	3
2. 修正がない（修正が少ない）ので、報告は不要か。	3
3. 電話・FAX・郵送では報告できないのか。	3
4. スマートフォンやタブレット端末から報告することはできるのか。	4
5. 保険医療機関番号確認画面が表示されたが、どうすればよいのか。	4
6. 報告中だが、調査票入力画面を閉じた。再度入力をするにはどうしたらいいか。	4
【報告項目に関すること】	5
7. 各報告項目について、記載上の留意事項はないのか。	5
8. 1号機能・2号機能の要件は何ですか。	5
9. 1号機能が無い場合でも報告が必要ですか。	5
10. 医療機関名や住所等の基本情報の内容が違うので変更したい。	6
11. 診療報酬項目のレセプト件数、算定回数欄に、既に値が入力されている。	6
12. 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」については、どういった研修が該当するか。	7
【報告の根拠・対象医療機関に関すること】	7
13. 定期報告の根拠及び対象医療機関は。	7
14. 企業内診療所等なので、回答しなくてもよいのか。	9
【定期（新規）報告の通知（緑色の A4 圧着郵便物）に関すること】	10
15. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）が重複して届いた。	10
16. 既に医療機関を廃止したが、通知（緑色の A4 圧着郵便物）が届いた。	10
17. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）を紛失したので、再送してほしい。	10
【院内掲示に関すること】	12
18. 1号機能の要件である院内掲示について、G-MIS から印刷したい。	12
【かかりつけ医機能報告制度に関すること】	12

19. かかりつけ医機能報告制度とは何か。.....	12
【お問い合わせ先に関すること】	13
20. 電話がつながらない。.....	13

【報告方法や制度に関すること】

1. 報告方法（G-MIS の操作方法）がわからない。

- G-MIS の「かかりつけ医機能報告制度ホームページ」の「マニュアル」欄にマニュアル掲載していますのでご参照ください。
- また、大阪府ホームページにも報告方法についてのマニュアル及び研修動画、G-MIS 操作に関するよくあるご質問を掲載していますのでご参照ください。
- ▶ 大阪府ホームページ
「かかりつけ医機能報告制度について（医療機関向け）」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

2. 修正がない（修正が少ない）ので、報告は不要か。

- 府内の病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関除く）は毎年の報告が義務付けられていますので、報告をお願いします。

3. 電話・FAX・郵送では報告できないのか。

- 原則 G-MIS を使用したインターネットからの報告としております。このため、パソコンを使用して、G-MIS からご報告をお願いします。
- また、原則、パソコン操作による G-MIS の報告をお願いしておりますが、どうしても困難な場合は紙調査票による報告も受け付けますので、希望される場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課 計画推進グループ

▶メールアドレス mfips_tantou@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 件名：かかりつけ医機能報告にかかる問い合わせ
- 本文：次の内容を記載してお問い合わせください。
 - ・医療機関名
 - ・所在地
 - ・電話番号
 - ・ご担当者様の氏名
 - ・お問い合わせ内容

▶電話番号 06-6944-6185〔平日 9 時から 17 時 30 分まで〕

4. スマートフォンやタブレット端末から報告することはできるのか。

- スマートフォン・タブレット端末のブラウザ（Chrome (Android) や Safari (iOS) 等）の「PC 版サイト」や「デスクトップ用 Web サイト」等により「定期（新規）報告」の操作をすることも可能ですが、動作保証環境ではないため、何らかのエラーが出る場合があります。
- パソコンから報告いただくことをご検討ください。

5. 保険医療機関番号確認画面が表示されたが、どうすればよいのか。

- 保険診療を行っている場合は、近畿厚生局から通知されている 10 桁の保険医療機関番号を入力し、「保険医療機関番号をデータベースと照合する」をクリックしてください。
- 入力いただいた番号が G-MIS のデータベースとの照合に成功した場合、「対応することができる疾患・治療の内容」に関する「前年度実施件数」について、NDB データをもとに厚生労働省が集計した値を事前入力（プレプリント）することができます。
- なお、入力いただく保険医療機関番号は前年度末（令和 7 年 3 月末）時点の番号です。
- 保険医療機関番号をお持ちでない場合や不明の場合は、「スキップ」ボタンをクリックしてください。
- 照合に成功した場合は、照合成功メッセージが表示されますので、「OK」ボタンをクリックし、調査票入力画面から報告を進めてください。

保険医療機関番号 … 「都道府県番号 + 点数区分番号 + 医療機関番号」で構成される 10 桁の番号です。

都道府県番号：2 桁（大阪府は「27」）

点数区分番号：1 桁（医科は「1」、歯科は「3」）

医療機関番号：7 桁（医療機関がレセプト請求時等に使用する番号）

6. 報告中だが、調査票入力画面を閉じた。再度入力続けるにはどうしたらいいか。

- 再度、入力途中の報告名のボタンをクリックしてください。

【報告項目に関すること】

7. 各報告項目について、記載上の留意事項はないのか。

- G-MIS の「かかりつけ医機能報告制度」ページの「マニュアル」欄及び大阪府ホームページに掲載している「かかりつけ医機能報告マニュアル（医療機関用）」をご参照ください。
 - ▶ 大阪府ホームページ
「かかりつけ医機能報告制度について（医療機関向け）」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

8. 1号機能・2号機能の要件は何ですか。

<1号機能>

- 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - ・ 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
 - ・ かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - ・ 17 の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
 - ・ 一次診療を行うことができる疾患
 - ・ 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

<2号機能>

- ・ 通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護サービス等と連携した医療提供のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

9. 1号機能が無い場合でも報告が必要ですか。

- 病院及び診療所(特定機能病院及び歯科医療機関を除く)は報告が必要です。1号機能が無い場合は、1号機能の報告画面の『「かかりつけ医機能(1号機能:日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能)全て無し』として一括

報告を実施する』にチェックを入れると、1号機能は「無し」と判定されます。なお、2号機能に既に入力されている値は全て削除され、未入力になりますのでご注意ください。

10. 医療機関名や住所等の基本情報の内容が違うので変更したい。

- 医療機関名や住所等の基本情報の変更が必要な場合は、医療機能情報提供制度より変更ください。詳細の手順は G-MIS の「医療機能情報提供制度」ページの「マニュアル」欄及び大阪府ホームページに掲載しているマニュアル等をご参照ください。
 - ▶ 大阪府ホームページ
「医療機能情報提供制度に係る定期報告等について（医療機関向け）」
https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html
- なお、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保険医療機関番号は医療機能情報提供制度の報告画面では変更できません。

11. 診療報酬項目のレセプト件数、算定回数欄に、既に値が入力されている。

- 医療機関の皆様の報告負担の軽減を目的に、一部の診療報酬項目（画面上で☆マークがついている項目）について、前年度4月から3月のNDBデータを厚生労働省が集計し、プレプリント（自動入力）しています。
- 定期報告開始時に、保険医療機関番号を入力し、データベースとの照合に成功した場合のみ事前入力されます。
- 報告の際には、参考値としてご確認ください（誤っている場合はご修正をお願いします）。
- 集計値は、医科入院・医科入院外・DPC レセプトを対象とした「レセプト件数」の前年度4月から3月の年間合計値ですが、歯科レセプトは対象としておりません。
- なお、患者個人の特定を防ぐため、1件から9件の実件数で報告いただいた場合は、医療情報ネットの公表時には「1～9件」と表示されます。
- 集計条件に使用する具体的なレセプト電算コードは、大阪府ホームページ及び G-MIS のマニュアル欄に掲載している「プレプリント対象項目」をご覧ください。

※ NDB データとは

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB; National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan）のことで、厚生労働省が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、2009（平成 21）年より収集しているレセプト情報並びに特定健診・特定保健指導情報を集約したデータベースです。NDB は、医療機関等が請求したレセプトが、審査支払機関を経て、国のデータベースシステムに格納されることで構築されています。

12. 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」については、どのような研修が該当するか。

- かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を修了した者がいる場合には、「有り」を選択してください。

※令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金健康安全確保総合研究分野地域医療基盤開発推進研究「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」報告書（掲載先 URL <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/178228>）を踏まえて、ご記載下さい。

【報告の根拠・対象医療機関に関すること】

13. 定期報告の根拠及び対象医療機関は。

- 医療法第 30 条 18 の 4 により、病院及び診療所の管理者は、慢性疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の確保のために必要な情報を知事へ報告することが義務づけられ、知事はその情報の公表を義務づけられています。本定期報告を知事への報告とみなしております。
- 対象医療機関は、病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）です。

※ 医療法第 30 条の 18 の 4

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する

者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
 - 二 前号に規定する機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあつては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
 - イ 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能
 - ロ 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能
 - ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能
 - ニ 介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能
 - ホ その他厚生労働省令で定める機能
 - 三 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による報告をしたかかりつけ医機能報告対象病院等（同項第二号イからホまでに規定する機能のいずれかを有する旨の報告をしたものに限る。）が、当該報告に係る当該機能について、当該機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有すること（他の病院又は診療所と相互に連携して当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を次条第一項に規定する協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するものとする。
- 4 第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都

道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

14. 企業内診療所等なので、回答しなくてもよいか。

- 病院及び診療所は対象です。
- 特定機能病院及び歯科医療機関及び医療法施行令（※）で定める刑事施設・少年院等の中に設けられた病院・診療所を除いて、報告する必要があります。

※ 医療法施行令第3条第2項

刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第二項の規定は、適用しない。

【定期（新規）報告の通知（緑色の A4 圧着郵便物）に関すること】

15. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）が重複して届いた。

- 重複している通知のうち、宛名の下に記載されている機関コードが小さい番号の方の通知はお手数ですが、破棄してください。
- なお、開設者の変更または移転された場合は、新設扱いとなります。
- 保健所への廃止届出がまだの場合は、手続きをお願いします。
- 既に手続き済みの場合は、何らかの理由で廃止済みの医療機関の情報がシステム上残った状態となっておりますので、大変お手数ですが、以下の事務局あて、その旨をご一報いただきますようお願いいたします。

大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課 計画推進グループ

▶メールアドレス mfips_tantou@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 件名：かかりつけ医機能報告にかかる問い合わせ
- 本文：次の内容を記載してお問い合わせください。
 - ・医療機関名
 - ・所在地
 - ・電話番号
 - ・ご担当者様の氏名
 - ・お問い合わせ内容

▶電話番号 06-6944-6185〔平日 9 時から 17 時 30 分まで〕

16. 既に医療機関を廃止したが、通知（緑色の A4 圧着郵便物）が届いた。

- 医療機関を廃止する場合は、保健所への届出が必要です。
- 保健所への届出がまだの場合は、手続きをお願いします。
- 保健所に届出が済んでいる場合は、入れ違いにお送りしたのようになりますので、お手元の通知（緑色の A4 圧着郵便物）は破棄してください。

17. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）を紛失したので、再送してほしい。

- 恐れ入りますが、通知（緑色の A4 圧着郵便物）は再送できません。

- 通知（緑色の A4 圧着郵便物）がお手元になくとも G-MIS からご報告いただくことが可能です。

▶ G-MIS ログインページ

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

- 下記の大阪府ホームページに定期報告に関する概要をまとめているので、そちらをご覧ください。
- G-MIS ユーザが不明の場合は、以下の事務局までお問い合わせください。

大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課 計画推進グループ

▶ メールアドレス mfips_tantou@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 件名：かかりつけ医機能報告にかかる問い合わせ
- 本文：次の内容を記載してお問い合わせください。
 - ・医療機関名
 - ・所在地
 - ・電話番号
 - ・ご担当者様の氏名
 - ・お問い合わせ内容

▶ 電話番号 06-6944-6185〔平日 9 時から 17 時 30 分まで〕

▶ 大阪府ホームページ

「かかりつけ医機能報告制度について（医療機関向け）」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

【院内掲示に関すること】

18. 1号機能の要件である院内掲示について、G-MIS から印刷したい。

- 報告確認画面の「帳票出力（院内掲示用）」ボタンをクリックするとファイル出力画面が表示されます。
- 「ファイルダウンロード」ボタンをクリックすると、院内掲示用の帳票をPDF形式でダウンロードできます。
- ダウンロードしたファイルを開き、印刷してください。
- 詳細については、G-MISの「かかりつけ医機能報告制度」ページの「マニュアル」欄及び大阪府ホームページに掲載している「かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS 操作編・医療機関用）」をご参照ください。
 - ▶ 大阪府ホームページ
「かかりつけ医機能報告制度について（医療機関向け）」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

【かかりつけ医機能報告制度に関すること】

19. かかりつけ医機能報告制度とは何か。

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることをめざすものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが重要とされています。
- かかりつけ医機能報告には1号機能と2号機能があり、1号機能は継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能です。
- 2号機能を有するのは、通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護サービス等と連携した医療提供のいずれかについて有することが要件です。
- また、1号機能を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります（G-MISにおいて、院内掲示用の帳票を出力することができます）。

- さらに、2号機能を有する医療機関は、おおむね4カ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で患者・家族から求めがあったときは、治療計画等について説明に努める必要があります。
- 詳細については、厚生労働省ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」を参照ください。
- ▶ 厚生労働省ホームページ
「かかりつけ医機能報告制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

【お問い合わせ先に関すること】

20. 電話がつながらない。

- お問い合わせ先の電話の営業時間は、平日 9 時 00 分～17 時 30 分までです。
- お手数をおかけいたしますが、時間内にお問い合わせいただきますよう、お願いします。
- 営業時間内につながらない場合は込み合っているものと思われるので、時間をあけて、再度電話していただくか、メールによりお問い合わせください。